



宅建ファミリー

新家財の保険

新家財総合補償保険

※詳細は裏面をご参照ください。

住宅に居住される皆さまをさまざまな災害や事故からお守りします。

家財補償

①火災、落雷、破裂・爆発

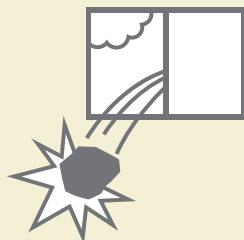


②風災、雹災、雪災

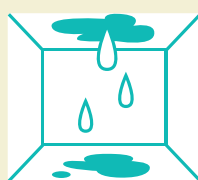


※住宅またはその一部が破損したために生じた損害

③住宅外部からの物体の落下、飛来など



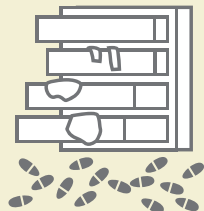
④漏水などによる水濡れ

※給排水設備の事故、他人の戸室に生じた事故による場合
(給排水設備自体に生じた損害は、お支払いできません)

⑤騒擾・集団行動等に伴う暴力行為



⑥盗難による盗取、損傷、汚損



※100万円限度

⑦通貨・預貯金証書の盗難



※通貨20万円限度、預貯金証書200万円限度

⑧水災



※床上浸水等の場合に縮小または定率支払い

主な費用補償

罹災時諸費用

①～⑤の事故により保険金
が支払われる場合に、臨時に生
じる諸費用
[家財保険金×20%/
1事故につき100万円限度]

残存物取片づけ費用

①～⑤の事故により保険金
が支払われる場合に、損害を受
けた残存家財の取片づけに必
要な費用
[家財保険金×10%限度]

特殊清掃費用

住宅内における被保険者の死
亡により、汚損等の損害が生じ
た場合の清掃、消臭、消毒費
用
[1事故につき30万円限度]

地震火災費用

地震等による火災により、家財
を収容する住宅が半焼以上ま
たは家財が全焼となった場合
[家財保険金額×5%]

住宅内入居者死亡費用拡大特約《ワイド》(新家財総合補償保険用)

※この特約がセットされたご契約にのみ適用されます。

特殊清掃費用

住宅内における被保険者の死亡により、汚損
等の損害が生じた場合の清掃、消臭、消毒費
用に対して保険金をお支払いします。
[1事故につき50万円限度]

遺品整理費用

被保険者の死亡により賃貸借契約が終了する
場合に支出した廃棄処分、搬出等の遺品整理
費用に対して保険金をお支払いします。
[1事故につき50万円限度]※この特約をセットすることにより、支払限度額を1事故につき30万円から50
万円に引き上げます。

【新家財総合補償保険の概要】

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
家財保険金	①火災、落雷、破裂・爆発	実際の損害の額（再調達価額） ・家財総合補償保険金額が限度	【保険の対象とならない次の物等に生じた損害】 ・自動車（自動三輪車・自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除く。）、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含む。）および航空機 ・通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類、クレジットカード等（通貨・預貯金証書の盗難による損害が生じた場合を除く。） ・商品、営業用什器・備品その他これらに類する物 ・貴金属、腕時計、宝玉石・宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物（盗難による損害が生じた場合を除く。） ・稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物 ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物 ・動物および植物
	②風災、雹災、雪災（住宅またはその一部が破損したために生じた損害）		
	③住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突等		
	④漏水、放水、溢水による水濡れ（給排水設備自体に生じた損害を除く。）		
	⑤騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力行為、破壊行為		
費用保険金	⑥盗難 [*] による盗取、損傷、汚損 ※所轄の警察署あてに被害届出を行い、受理された場合	実際の損害の額（再調達価額） ・1事故につき100万円限度 ・貴金属、腕時計、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合、その損害の額を30万円とみなす。	【保険金をお支払いできない主な場合】 《各保険金共通》 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金を除く。） ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失 ・事故の際における保険の対象の紛失または盗難 ・保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入 《特殊清掃費用保険金／特殊清掃費用賠償損害保険金》 ・住宅の貸主、賃貸借契約上の連帯保証人、賃貸借契約上の借主、またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・住宅の使用または管理を委託された者の故意 ・自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、剥がれ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ちその他単なる外観上の損傷または汚損であって、機能に直接関係のない損害 ・保険金請求権者である保険金の全部または一部を受取るべき者が特殊清掃費用を負担しない場合（他の者が受取るべき金額については除く。） など
	⑦保険契約証記載の住宅内における通貨・預貯金証書の盗難 [*] ※所轄の警察署あてに被害届出を行い、受理された場合。さらに預貯金証書の盗難は、預貯金先に被害届出を行い、かつ、盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された場合	実際の損害の額 ・通貨：1事故につき20万円限度 ・預貯金証書：1事故につき200万円限度	
	⑧水災 損害割合30%以上	家財総合補償保険金額× $\frac{\text{実際の損害の額}}{\text{再調達価額}} \times 70\%$	
	床上浸水（上記に該当しない場合）	家財総合補償保険金額×5%	
	罹災時諸費用保険金（上記①～⑤の事故により家財保険金が支払われる場合）	家財保険金×20% ・1事故につき100万円限度	
	残存物取片づけ費用保険金（上記①～⑤の事故により家財保険金が支払われる場合）	実費 ・家財保険金×10%限度	
	地震火災費用保険金（地震等による火災で保険の対象を収容する住宅が半焼以上または保険の対象が全焼の場合）	家財総合補償保険金額×5%	
	給排水管凍結損害修理費用保険金（給排水管が凍結により損壊または使用不能となった場合）	実費（解冻費用を含む。） ・1事故につき10万円限度	
	ドアロック盗難事故交換費用保険金（日本国内において、かぎが盗難にあった場合）	実費（ドアロック交換費用） ・1事故につき3万円限度	
	賃借・宿泊費用保険金（上記①～⑥および⑧の事故により住宅の損害が半損以上となり、臨時に賃貸住宅を賃借した場合または宿泊施設を利用した場合）	実費 ・1事故につき家賃月額3か月相当額または30万円のいずれか低い額限度 ・被保険者が住宅を所有しているまたは賃借していない場合は30万円限度	
費用保険金	特殊清掃費用保険金（住宅内における被保険者の死亡を直接の原因として汚損等の損害が生じた場合） ※住宅の貸主による直接請求権に基づく損害賠償請求を受けた場合は、特殊清掃費用賠償損害保険金としてお支払いします。	実費（特殊清掃費用） ・1事故につき30万円限度	
	損害防止費用（上記①の場合）	実費 ・損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または妥当な費用	

【住宅内入居者死亡費用拡大特約（新家財総合補償保険用）《ワイド》】

※保険契約証（保険契約更新証）の「適用特約」欄に『住宅内入居者死亡費用拡大特約』の表示があるご契約にのみ適用されます。

保険金をお支払いする場合	特殊清掃費用保険金	住宅内における被保険者の死亡を直接の原因として汚損等の損害が生じた場合の特殊清掃費用（清掃・消臭・消毒などの原状回復・原状復旧費用）に対する保険金の支払限度額を1事故につき30万円から50万円に引き上げます。 ・1事故につき50万円限度
	遺品整理費用保険金	住宅内に限らず被保険者の死亡を直接の原因として、その住宅の賃貸借契約が終了する場合の家財の廃棄処分、搬出等の遺品整理費用に対して保険金をお支払いします。 ・1事故につき50万円限度
	※上記保険金について、住宅の貸主による直接請求権に基づく損害賠償請求を受けた場合は、それぞれ特殊清掃費用賠償損害保険金、遺品整理費用賠償損害保険金としてお支払いします。 ・1事故につきそれぞれ50万円限度	
保険金請求に必要な主な書類について	●保険金の請求書 ●保険金請求権者を確認できる書類（戸籍謄本、賃貸借契約書等） ●死亡の事実を確認できる書類（死体検案書、死亡診断書等） ●損害の額を確認できる書類（特殊清掃費用領収書、遺品整理費用領収書等）	
保険金をお支払いできない主な場合	上記【新家財総合補償保険の概要】の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に同じ。	

- この保険は「再調達価額」（同じものを再取得するために必要な金額）基準で保険金額を限度に実際の損害の額をお支払いします。
- 上記以外の保険金をお支払いできない場合については、普通保険約款および特約をご確認ください。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問合せください。
- この保険の保険料は、所得控除（年末調整）の対象とはなりません。



〒540-0036 大阪市中央区船越町2-2-1 大阪府宅建会館4階
ホームページ：https://www.takken-fp.co.jp